

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が7月31日（金）をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、福祉課国民健康保険係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 3年 7月 31日
交付年月日	令和 2年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の減額認定証の有効期限が7月31日（金）をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日（土）からは黄色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、福祉課国民健康保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・ 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・ 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 3年 7月 31日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 2年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 北海道後期高齢者医療広域連合

■ 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の限度証の有効期限が7月31日（金）をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日（土）からは黄色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、福祉課国民健康保険係へ申請してください。

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方

新しい限度証は黄色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	令和 3年 7月 31日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 2年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 北海道後期高齢者医療広域連合